

令和4年7月14日

鮎京理事長がハノイ法科大学名誉博士号を授与されました

このたび、鮎京理事長がハノイ法科大学名誉博士号を授与され、“鮎京正訓愛知県公立大学法人理事長・名古屋大学名誉教授に対するハノイ法科大学名誉博士号授与式”が令和4年6月29日に、ベトナムのハノイ法科大学に於いて行われました。

鮎京理事長のこれまでのベトナム憲法およびベトナム法研究ならびにベトナムに対する法整備支援に関する研究業績の紹介ののち、ドアン・チュン・キエン Doan Trung Kien ハノイ法科大学学長より名誉博士号が授与されました。

ベトナム司法省を代表してダン・ホアン・オアイン Dang Hoang Oanh 司法副大臣より祝辞が述べられました。また、在ベトナム日本大使館代表からも祝辞が述べられました。

このたびの名誉博士号授与に際し、鮎京理事長からは以下のとおりコメントをお寄せいただいております。

この度、長年にわたる私のベトナム憲法史研究に対して、ベトナムのハノイ法科大学から名誉博士号を授与されました。

私が初めてハノイ法科大学を訪れたのは、1981年のことでした。

当時のハノイ法科大学は、1979年に創立されたばかりで、いくつかの木造の教室が建っているだけで、しかも教員の数も少なく、ベトナムの法学教育は緒についたばかりでした。

それまでのベトナムでは、法学教育は、ずっと当時のソ連や東欧の大学が担当し、優秀な学生はそれらの国々の大学に留学するのが常でした。

私は、憲法学研究者として、日本の憲法学界が欧米一辺倒の研究ばかりを行ってきたことに、それはおかしなことであると考えてきました。そして、研究の初発から研究対象をベトナムに設定し、かつてフランスの植民地であったベトナム憲法の特質を憲法史研究という手法から考えることにしました。私のベトナム法研究は、多くの同世代のベトナムの法学者との研究交流によって、はじめて可能でした。今回の名誉博士号授与に際し、なによりも私の友人であるベトナムの法学研究者たちに感謝しています。

また、私は、名古屋大学法学部教員時代に、多くのベトナム人を留学生として受け入れ、法学教育支援に携わってきました。

現在、ベトナム司法省の司法大臣と副大臣は、ともに名大で学位をとった人たちです。

今後も、私は法学の分野で日越交流の架け橋となれるよう、微力ながら尽力するつもりです。



授与された名誉博士学位記（理事長室に飾られています）



ハノイ法科大学キエン学長(左)からの名誉博士学位記の授与



授与式の様子



集合写真

ハノイ法科大学キエン学長（前列左から4人目）
オアイン司法副大臣（鮎京理事長右側）